

東三河振興ビジョン2030中間見直し事前調査に係る愛知大学との連携講座 運営支援業務 委託仕様書

1 事業名

東三河振興ビジョン2030中間見直し事前調査に係る愛知大学との連携講座運営
支援業務

2 事業目的

2021年12月に東三河ビジョン協議会^{※1}が策定した「東三河振興ビジョン2030」では、社会経済の変化に対応するため、2026年度に中間見直しを実施することとされている。これに先立ち、2025年度は中間見直しに必要なデータの収集・分析、課題の見える化等の事前調査を行う必要がある。

一方、東三河県庁と愛知大学地域政策学部は、双方が持つ人的資源、知的財産を十分に活用するべく、連携・協力に関する協定を2014年11月に締結している。

そこで、事前調査を行うこの機会に、愛知大学学生に事前調査へ参加してもらうための大学講座を開設して、学生と愛知県職員が協働しながら実践的に地域課題に取り組むことで、公務員として働くことの魅力や意義の理解に繋げてもらい、学生のキャリアデザインに生かすことができる。

当業務は、大学講座の開設・運営に係る愛知大学や学生への支援等を行う中で、中間見直しに必要な事前調査を行うことを目的とする。

※1 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

なお、東三河とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 大学講座の概要

講義名：キャリアデザイン特殊講義

担当教員：愛知大学地域政策学部 戸田敏行教授

開講時期及びコマ数：令和7年度秋学期・全15回

（金曜日の1限目に豊橋校舎での開講を予定。）

ただし、フィールドワークは土曜日に振り替える予定。）

対象及び定員：愛知大学豊橋校舎に通う学生（地域政策学部、文学部）20名

募集時期：令和7年7月～9月頃

選抜方法：今後、大学側と協議し決定

講座の趣旨：東三河地域の現状や課題の学習を通じて政策立案の現場・プロセスを学び、東三河地域をフィールドとした地域課題を解決するプロジェクトを考える。概ね5名を1グループとして各グループに現職の愛知県職員がメンターを担当する。愛知県職員との協働ワークにより公務員として働くことの魅力や意義を理解してもらい、学生のキャリアデザインに役立てる。

5 大学講座のテーマ

- ①オリエンテーション、県職員と市町村職員の違い、グループ分け
- ②東三河地域の地域課題、現状、将来展望の概要
- ③中山間地域のケーススタディ 1
 - ・新城設楽振興事務所職員の日常、やりがい
 - ・東三河北部の課題等（人口減少の進行、水源地の現状）
- ④⑤⑥中山間地域のケーススタディ 2
 - ・（フィールドワーク 1、外部講師 A）外国人との共生協働
 - ・（フィールドワーク 2、外部講師 B）設楽ダム役割
- ⑦中山間地域のケーススタディ「人口減少」に関するプロジェクトワーク 1（外部講師 A）
- ⑧中山間地域のケーススタディ「水源」に関するプロジェクトワーク 2（外部講師 B、C）
- ⑨都市地域のケーススタディ 1
 - ・東三河総局職員の日常、やりがい
 - ・東三河南部の課題等（農地、産業）
- ⑩⑪⑫都市地域のケーススタディ 2
 - ・（フィールドワーク 3、外部講師 C）豊川用水の役割
 - ・（フィールドワーク 4、外部講師 D）農地の実態
 - ・（フィールドワーク 5、外部講師 E）三河港の特徴
- ⑬都市地域のケーススタディ「農業」に関するプロジェクトワーク 1（外部講師 C、D）
- ⑭都市地域のケーススタディ「産業」に関するプロジェクトワーク 2（外部講師 E）
- ⑮発表、意見交換、講評（外部講師全員）
 - ・各グループがプロジェクト案を発表

6 事業内容

「2 事業目的」「4 大学講座の概要」「5 大学講座のテーマ」を踏まえ、以下の内容を実施すること。

(1) 大学講座の計画準備

ア 愛知大学や県との調整会議（資料作成含む）

- ・大学講座の設計や運営に必要となる大学や県との調整会議を実施すること。時期や日程、会場の調整及び資料作成を含む。

イ 愛知大学との調整

- ・愛知大学の年間カリキュラムと大学講座を適切に連携させるため、愛知大学と必要な調整を行うこと。

ウ 大学講座の計画策定

- ・大学講座の目標やテーマを理解した上で、講座のタイムスケジュール等運営計画を策定すること。

エ 学生周知活動

- ・学生に広く周知するため、チラシを作成し配布すること。また、学生に向けた説明会を開催すること。

(2) 大学講座の実施

ア 講座内容に沿った教材の検討、作成

- ・大学講座の目標やテーマを理解し、学習効果を最大化できる教材を検討し、作成すること。作成にあたっては、大学の確認を受けること。

イ フィールドワーク先及び外部講師との調整

- ・フィールドワークのテーマを深く理解することができるフィールドワーク先を選定し、調整すること。
- ・フィールドワークのテーマを熟知しており、学生に指導することができる外部講師を選定し、調整すること。

ウ 大学講座の運営支援及び学生支援

- ・愛知大学に対して、大学講座の運営支援を行うこと。
- ・学生に対して、サポートや記録作成補助、データ整理等の学習支援を行うこと。

エ 大学講座実施結果とりまとめ

- ・大学講座の実施記録を作成すること。また、学生からのフィードバックを収集し、次年度以降の講座内容に反映できるようとりまとめること。
- ・大学講座を通じて知り得た情報（現場感覚や学生の価値観など）もとりまとめること。

(3) 中間見直しに資するデータ収集等

ア データ収集

- ・中間見直しに必要となる統計や各種数値等のデータ収集を行うこと。

イ 地域分析、課題の整理

- ・収集したデータを分析し整理すると共に、東三河地域が抱える課題の見える化を行うこと。

(4) 学生のメンターとなる東三河県庁職員と大学及び学生との調整、サポート

- ・学生のメンターとなる東三河県庁職員と、愛知大学及び愛知大学学生との間で必要となる調整や支援を行うこと。

(5) 次年度以降の計画策定

ア 令和8年度の計画策定

- ・令和8年度の実施内容を策定し、必要な調整を行うこと。

イ 令和9年度公開講座開設に向けた計画策定、開設準備

- ・東三河地域の課題を共有し、地域住民が当事者意識を高められるよう、東三河の地域研究等を題材とした大学公開講座を令和9年度に開設する計画である。大学公開講座の開設に向けて計画を策定し、講座のテーマや講師の候補の選出等、開設の準備を行うこと。

5 成果物

業務報告書

- (1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3)その他、県が指示したもの

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。

- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。